

泉佐市市第 435 号  
平成 24 年 7 月 25 日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 賢二 様

泉佐野市長 千代松 大耕

要望に対する回答について

2012年6月11日付けで要望のありましたことについて、別添のとおり回答します。  
また、懇談については、7月30日（月）の午前10時より、市役所2階の201会議室で対応いたします。

※担当事務局 市長公室市民協働課（TEL 072-463-1212 内線 2274）

## 要望項目

### 1. 国民健康保険について

- ①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)

#### 【回答】

一般会計からの繰入については、保険基盤安定分や人件費等の事務費などの基準繰入を行ない、国保特別会計においては、積極的に国や大阪府からの交付金・補助金の確保を図り、適正な財政運営に努めております。基準外繰入については、平成14年度以降、市財政の危機的状況から見送らざるを得ない状況が続いております。また、保険料の減免については、市独自の減免基準を定め、納付困難な世帯に対し申請による減免を行っているところであります。一部負担金減免については、導入団体の事例等を参考に、引き続き検討を行って参りたいと考えております。

- ②法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

#### 【回答】

資格証明書の発行については、被保険者間の公平性の観点等から特別な事情も無く滞納を続けている世帯に対する措置としてやむを得ないものと考えます。短期被保険者証の未交付世帯については、再三にわたり、通知・電話連絡・家庭訪問等による接触を試み、交付手続きを行うよう促しております。

なお、高校生世代までの子どもに対しましては、短期被保険者証は交付しておらず通常証を交付しております。また、被保険者証が万一届いていない場合でも、医療機関からの照会で確認できれば被保険者証所持と同様の取扱いを行っております。

- ③財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞

納処分の停止を行うこと。

**【回答】**

財産調査・差押については、その前段として、再三にわたり、通知・電話連絡・家庭訪問等による接触を試み、納付相談、適正な納付計画の指導を図っております。

また、必要に応じて滞納処分の停止を行っており、生活保護受給者については、原則、執行停止を行っております。

- ④国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

**【回答】**

以前から、生活支援のため、生活保護担当課をはじめ各種福祉サービス担当課や市税担当課などと連携し、必要に応じてつないでおります。また、各種相談については、広報等でご案内しております。

- ⑤国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

**【回答】**

国庫負担金の負担割合の引上げや新たな助成・制度拡充などの財政措置等の要望については、従前より、大阪府市長会などを通じ、国や大阪府へ行なっております。また、大阪府特別調整交付金の交付基準については、会議やヒアリングにおいて、極端な配点や設定等について修正を要望しております。

- ⑥国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開とすること。

**【回答】**

国民健康保険運営協議会は従前から公開しており、議事録は作成次第、総務課情報公開コーナーにて公開しております。ホームページでの掲載は今後検討してまいります。

## 2. 健診について

- ①特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。

### 【回答】

本市では、脳卒中や心筋梗塞等の虚血性心疾患が多いという特徴があるため、国基準に加えて独自項目として、貧血検査、総コレステロール検査、心電図検査を実施しており、特定健診の受診は無料となっております。

また、社団法人 泉佐野泉南医師会と委託契約を結び、本市・熊取町・田尻町の多くの医療機関で受診可能であり、保健センターのがん検診との同時実施による集団健診を行なうなど、受診しやすい環境づくりに努めております。

- ②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

### 【回答】

健康増進法に基づき、各種がん検診を実施しておりますが、今後もさらに効果的な啓発、PR等を行っていく中で、市民の健康づくりを積極的に推進してまいります。

特定健診との同時受診については、昨年度、試行的に実施し、今年度も回数を増やして実施する予定でございます。今後もその効果等を検証し、実施回数や実施日等について引き続き検討してまいります。

自己負担金を徴収することについては、本市の厳しい財政状況のもと、従前どおり対応してまいりたいと考えております。

- ③人間ドック助成も行うこと。

### 【回答】

人間ドック助成は実施しており、利用者負担額は1人につき13,000円となっております。

## 3. 介護保険・高齢者施策について

- ①国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げる。

特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

### 【回答】

介護保険料は、6月市議会において、3月市議会ですでに決定した金額から、基準額で256円の引き下げを行ったところでございます。

一般会計繰入については、国の示す保険料減免の三原則にもあるように適当ではないと考えます。また、本市の厳しい財政状況からも非常に困難であると思われま

す。介護保険料の減免制度の拡充については、現時点では考えておりません。

- ②入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

**【回答】**

施設整備については、給付サービス費とのバランスを考えながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

- ③軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

**【回答】**

介護予防生活支援総合事業については、平成24年度においては実施していません。今後、国の動向を注視しながら、利用者にとってのメリット、デメリットを検証し、事業導入の是非を判断してまいりたいと考えます。

高齢者施策につきましては、厳しい財政状況ではありますが、高齢者のニーズに応じた必要な施策を展開していきたいと考えます。

- ④低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

**【回答】**

利用料の軽減制度の拡充は考えておりません。

また、処遇改善加算分についても独自助成の実施は困難であると考えます。

- ⑤不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

**【回答】**

被保険者の自立支援に向けたケアプランが作成されていることを確認しており、必要なサービスを不当に制限するものではございません。

- ⑥事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ&Aや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

**【回答】**

サービス事業所への通知を行う予定はありませんが、7月26日に開催予定のケアマネ連絡会において、周知する予定です。

- ⑦「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

**【回答】**

現在、地域包括支援センターを中核機関と、府保健所、介護保険事業者等の関係機関と連携・協力し高齢者を取り巻く機関のネットワークの構築を進めております。また、第5期におきましては、医療と介護の連携強化を重点課題とし取り組んでまいりたいと考えております。

4. 生活保護について

- ①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

**【回答】**

ルールに基づき人員要求してまいります。

ケースワーカーの研修は、例年、新任対象に6回、人権研修を含めて全員を対象に5回程度取り組んでいます。

- ②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

**【回答】**

わかりやすい説明を心がけております。

- ③申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

**【回答】**

医師や嘱託医の診断をもとに、稼働能力の範囲のなかで求職活動に取り組んでいた

だいております。市では、同意をいただいたうえでハローワークと連携し就労支援をしています。

- ④通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。

**【回答】**

これまでどおり適切な移送費支給を行ってまいります。

- ⑤休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療書」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

**【回答】**

夜間や休日に急病で病院にかかったときは、翌日に地区担当員まで連絡いただくよう、保護開始時にお願いしています。

- ⑥自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

**【回答】**

自動車は資産として処分していただくのが原則です。特段の事情があればお伺いします。

## 5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

**【回答】**

本市では、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上を図る目的で、「乳幼児医療費助成」を実施しております。

対象者については、平成 23 年 12 月までは、外来が 4 歳未満、入院が小学校就学前でありましたが、子育て支援の充実を図るべく、また、近隣市の動向を考慮したうえ、今年 1 月より、外来・入院ともに小学校就学前に引き上げたところでございます。

今後、財政の非常に厳しい本市におきましては、近隣市の状況や財政状況を熟考しながら、さらなる充実をはかれるよう検討してまいりたいと存じます。

- ②全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14 回、10 万円程度）の補助とすること。

**【回答】**

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる状況を確保するために、一層の公費負担の充実は切実な問題であると認識しております。本市では、昨年10月から、妊婦健診の公費負担額を2,500円から3,500円と拡充するとともに、HTLV-1及びクラミジアの検査費用も新たに公費負担することにしました。今後も本市の財政状況や近隣各市町の状況も十分に念頭に置きながら、更なる拡充にむけて検討してまいります。

- ③就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることを。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

**【回答】**

現在の泉佐野市就学援助制度の状況は次のとおりです。

- 1 就学援助を受けることができるのは、前年中の総所得金額が、生活保護基準額以下の世帯です。
- 2 手続は、泉佐野市教育委員会で行っています。
- 3 第1回の支給月は、8月となっています。

※今年度から、5月末までの申請に対して当初分の支給を可能としましたので、現行の制度を変更する予定はありません。

- ④子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

**【回答】**

本市の子宮頸がん予防ワクチン及びヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチンの接種費用につきましては、平成23年度から全額公費負担で実施しております。

- ⑤子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

**【回答】**

泉佐野市におきましては、平成22年からの5カ年計画として「泉佐野市次世代育成支援行動計画[後期計画]」を策定し、子育て支援の充実に努めております。同計画における住宅政策といたしましては、市営住宅の整備・充実や快適な住環境づくりの促進等により「良質な住宅の確保」を図ることを定め、取り組んでいるところでございますが、家賃補助につきましては実施しておりません。財政状況の非常に厳しい本市



におきましては、家賃補助に限らず新たな補助金の創設は非常に困難な状況にあると言わざるを得ません。

また、自治体活性化のため、いわゆる若い世代の人口増を図るための同家賃補助施策につきましては、「家賃補助の実施による増加人口は非常に小さい」という考察もあることから、人口増を図る施策としての効果等について今後研究を続けて参りたいと考えております。

## 6. 地域要望～医療供給体制について

- ①泉南地域の第二次、第三次救急体制の確保について大阪府とどのような体制確保が議論されているのか明らかにするとともに、泉佐野市としてどのような役割分担をする方針なのかを明らかにしてください。

### 【回答】

府立泉州救命救急センターの移管については、二次救急・三次救急相互の連携により、トータルな救急医療の充実を図るものであり、今年度は慎重な検討協議の上、平成25年度に円滑に、りんくう総合医療センターに移管できるよう進めているところであります。大阪府とは、大阪府は三次救急の責務を有するという事、三次救急医療の財政措置を講ずること、地域医療の医師確保等を支援することなどを協議調整しています。地方独立法人りんくう総合医療センターの出資者である泉佐野市としては、市の財政運営に支障を及ぼすことなく、りんくう総合医療センターがスケールメリットを活かしながら効率的な病院運営を行い、二次救急・三次救急の切れ目のないトータルな救急医療を担うことにより、地域の中核病院としての役割を果たしていけるよう支援するものであります。

- ②特に市内および近隣自治体での出産については「生むところがみつからない」という危機的な状態であり、市としてどのような方針をもっているのかを明らかにすること。

### 【回答】

本市は、泉州地域における周産期医療提供体制を確保するため、貝塚市以南の4市3町で連携し、泉州広域母子医療センターをりんくう総合医療センターに設置しています。ここでは、NICUやGCUも備えているほか、普通分娩でもご利用していただけるのに十分な体制を確保しております。今後も安心して出産できる体制を維持できるよう努めてまいります。